

〈今月の主な記事〉

日本年金機構からのお知らせ 2
月額変更届、算定基礎届、賞与支払届の届出もれはありませんか? 2
社会保険の手続きは「電子申請」をご利用ください!! 3
協会けんぽ宮崎支部からのお知らせ 4
令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証が使用できなくなります 4
事業者健診(定期健診)結果データ提供のお願い 5

一般財団法人宮崎県社会保険協会からのお知らせ 6
巡回健康相談のご案内 6
令和7年度 ~第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内~ 7
インフォメーション 8
年金相談の日程等 8

あらたてじんじゃ 荒立神社

住所/宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井667

サルタヒコ(ミコト)天孫降臨の道案内をした「猿田彦命」と、アベチホ(メノカミ)天岩戸前で楽し気に踊って天照大御神を誘い出した「天鈿女命」が結婚して住まれた地と伝えられ、山から切り出したばかりの荒木を使って急いで住まいを造ったため、荒木で建てた「荒立宮」と名付けられたのが神社の由来とされています。夫婦円満、縁結びにご利益があるとされています。また、境内には7回打つと7つの願いが叶うという「七福德寿板木」や、幸福を呼ぶ「未来板木」「芸道進栄板木」「干支板木」など様々な板木が点在しています。





月額変更届の届出もれはありませんか？

被保険者の標準報酬月額は毎年の算定基礎届で決定されますが、昇給や降給などで報酬（給与）が大きく変動した場合は、標準報酬月額を改定することになっています。このことを「随時改定」といい、**次の3つの条件すべてを満たす場合は該当します**ので「被保険者報酬月額変更届」を提出していただくことになります。

1. 昇給や降給で固定的賃金に変動があったとき
※月給や日給、時間給の単価の変更、諸手当の増設または廃止、手当の金額の変更等
2. 固定的賃金の変動があった報酬（給与等）が支払われた月から引き続き3カ月間の報酬の平均額を標準報酬月額表にあてはめ、前月の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
3. 固定的賃金の変動があった報酬（給与等）が支払われた月から引き続き3カ月間の支払基礎日数（給与計算の基になった日数）がすべて17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上であるとき

算定基礎届の届出もれはありませんか？

令和7年7月10日が提出期限となっていた「算定基礎届」の届出がもれている被保険者は、福岡広域事務センター（または年金事務所）へ届出をお願いします。

算定基礎届の処理が完了した被保険者については「標準報酬決定通知」が送付されます。被保険者全員分の通知があるか確認いただき、掲載が無い場合は届出されていないこともありますので、ご確認のうえ届出が必要な場合はご提出をお願いします。

資格取得年月日が令和7年5月31日以前の被保険者でターンアラウンドへの掲載が間に合わず名前がなかった方や、月額変更届提出予定者で要件に該当しなかった方等が手続きがされていないことがあります。

※未提出と思われる事業所様へは、提出の勧奨を行っています。届出したのに案内が届いた場合や届出状況の確認は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

賞与支払届の届出もれはありませんか？

年末は賞与支払いの多い時期です。

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を提出していただくことになります。また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の『健康保険証または資格確認書』は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

社会保険の手続きは 「電子申請」をご利用ください!!

電子申請とは申請・届出を、紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

いつでも!

どこでも!

カンタンに!

- 時間にとらわれず、365日、24時間いつでも申請可能。
- 自宅や職場からインターネット経由でどこでも申請可能。
- 申請時の移動時間や交通費、郵送費等コスト削減が期待できます。
- ネットワークはセキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

電子申請のご利用方法

3ステップでカンタンにご利用できます!

STEP 1
GビズID取得

STEP 2
申請データ作成

STEP 3
届書作成プログラム※
またはe-Govから申請

※届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のHPから無料ダウンロードできます。

GビズIDってなに?

GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
無料で利用することができます。是非、ご利用ください。

「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

ご利用に関する問い合わせは日本年金機構ホームページをご覧ください。
初めて電子申請をご利用する方は「電子申請ご利用案内動画」をご覧ください。
また、よくあるお問い合わせは「電子申請相談チャット」をご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。

《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)》

- 0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください。
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。
〈受付時間〉月～金曜日:午前8時30分から午後7時/第2土曜日:午前9時30分から午後4時
※祝日(第2土曜日除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会





令和7年
12月2日より

現在お持ちの**健康保険証**が
使用できなくなります



令和7年12月2日より現在お持ちの保険証は使用できなくなります。マイナ保険証の利用登録をお願いします。

【令和7年12月2日以降の受診方法】

受診方法	令和7年			令和8年
	10月	11月	12月	1月
健康保険証 	→			12月2日より 使用できません
マイナ保険証 	→			
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合 マイナポータル+マイナ保険証  資格情報のお知らせ+マイナ保険証 	→			
資格確認書 	→			

マイナ保険証特設サイトはこちら



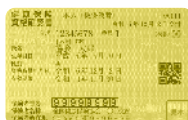
不要になった健康保険証や資格確認書はどうすればいい？

健康保険証
(青色)



令和7年12月1日までに退職または扶養解除等で資格喪失される場合は、資格喪失届や被扶養者異動届等に健康保険証を添付して返却ください。令和7年12月2日以降は健康保険証の返却は不要ですので、ご自身で廃棄可能です。(個人情報も含まれますのでご注意ください。)

資格確認書
(黄色)



資格確認書の有効期限内に退職または扶養解除等で資格喪失される場合は、資格喪失届や被扶養者異動届等に添付して返却してください。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL：0985-35-5364

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

Q 検索

事業者健診 (定期健診) 結果データ提供のお願い (生活習慣病予防健診を利用されていない方が対象です)

健診結果データ提供の目的

健診結果に基づき、40歳以上で生活習慣の改善が必要な方に健康サポート (特定保健指導)を行います。また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨するほか、特定の個人が識別されることがない方法で、統計・調査研究を実施する場合に使用します。このことから、協会けんぽに加入されている従業員の皆様の事業者健診結果データについてご提供をお願いしております。

メリット
1

健診結果に基づいて生活習慣の改善が必要と判定された方は、**健康サポート (特定保健指導) を無料** (被保険者の場合)で受けることができます。

メリット
2

特定健診等の受診率に反映されるため、受診率の向上が協会けんぽのインセンティブ制度により「健康保険料率」の引き下げにつながります。

メリット
3

従業員の健診結果を事業所単位で数値やグラフで見える化した「事業所カルテ」をご提供します。

健康宣言事業所への登録が必要です。

※40歳以上の被保険者が10名以上いる事業所様限定です。

事業者健診結果データを提供する方法

協会けんぽへ事業者健診 (定期健診) 結果データ提供に関する「提供依頼書」の提出をお願いします。

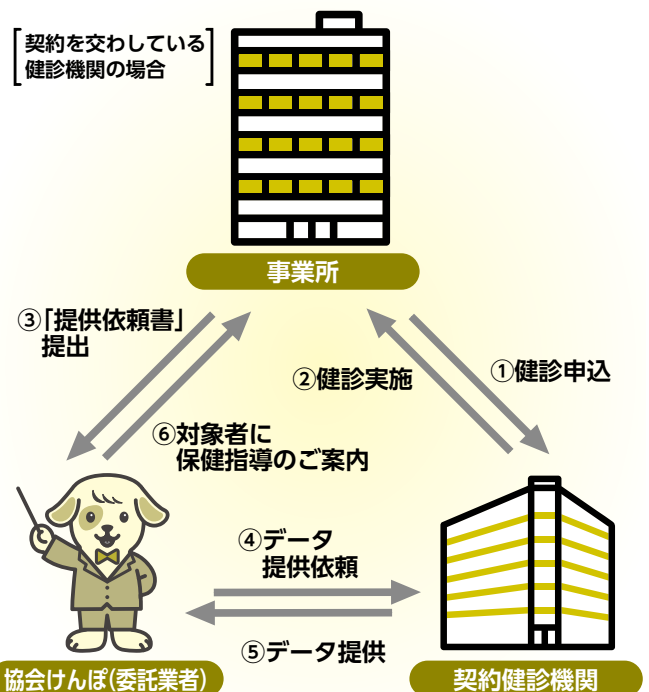
協会けんぽと健診結果取得に関する契約を交わしている健診機関での受診の場合は、協会けんぽから健診機関にデータ提供を依頼しますので、事業所様に健診結果をご提供いただく必要はありません。

契約を交わしていない健診機関での受診の場合は、協会けんぽ (委託業者) から事業所様に健診結果の写し (紙媒体) の提供を依頼します。

データ提供の対象者

- 協会けんぽ加入者で生活習慣病予防健診を利用されない方

詳しくはこちら



委託業者 (CENTRIC株式会社) から事業者健診結果データ提供のご連絡を実施しています

協会けんぽ宮崎支部では、事業者健診結果データの提供依頼にかかる業務を外部委託しています。委託業者 (CENTRIC株式会社) より事業所様へ、文書及び電話による事業者健診結果データ提供のご案内がありましたら、データ提供にご協力をお願いします。

一般財団法人宮崎県社会保険協会からのお知らせ

巡回健康相談のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談(事業所単位の個別相談)を実施しています。

※費用は無料(ただし、協会費未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります。)

★ 最近、気になる症状はありませんか？

◎健康診断の結果で心配なことがある

例えば… 血圧・コレステロール・肝機能・その他

◎身体的・精神的に気になることがある

- 例えば…
- ・ 体重変動がある
 - ・ 便通がよくない
 - ・ 眠れない、眠りが浅い
 - ・ 不安になったり、イライラすることがよくある
 - ・ 家族の心配事がある
- ～等々



保健師巡回健康相談の申込方法

1ヶ月前までにお申込みをお願いします。下記の申込書をご記入のうえ、FAXでお申込みください。(FAXのない事業所様は、当協会へご連絡ください。)また、当協会のホームページでもお申込みができます。

お申込・お問合せは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

電話 (0985)23-0200 FAX (0985)23-9077

※ホームページからもお申込みができます ◇<https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>



巡回相談受付

保健師による巡回健康相談の申込書

巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1 希望日	令和	年	月	日	(曜日)
			時	～		時 頃まで
	第2 希望日	令和	年	月	日	(曜日)
			時	～		時 頃まで
(申込日) 令和 年 月 日						
事業所名称	_____					
所在地	〒 _____					
電話番号	_____					
担当者名	_____					

令和7年度 ～第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明会を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

地区名	開催日	時間帯	会場名	定員
宮崎	令和7年12月2日(火)	14:00～16:00	J A AZMホール (本館1階小研修室)	50
延岡	令和7年12月4日(木)	14:00～16:00	延岡市社会教育センター (3階研修室4)	30
都城	令和7年12月5日(金)	14:00～16:00	都城市総合文化ホール (会議室1)	30

受付開始時間 = 13:30～ 研修時間 = 14:00～16:00

募集定員

各会場とも定員になり次第締め切ります。**※先着順**
受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。
なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

対象者

社会保険事務**新任者**及び社会保険事務**経験が2年未満**の方
社会保険の**基礎知識を確認**したい方

講師

日本年金機構(各年金事務所職員)・全国健康保険協会宮崎支部職員

参加者

会員事業所は**無料**
非会員事業所及び会費未納事業所様は実費負担となります。(資料代等を含む3,000円)

申込方法

下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。
※ファックスのない事業所様は、当協会へご連絡をお願いします。

【FAX番号】 (0985) 23-9077

【ホームページアドレス】 <https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>



お申込先

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL (0985) 23-0200

新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

参加希望地区 (ご希望地区○をつけてください)	宮 崎 ・ 延 岡 ・ 都 城		
事業所名	事業所整理番号 (例 01-イロハ)		
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)	電話番号	()	-

◆主催／一般財団法人 宮崎県社会保険協会

◆共催／日本年金機構(各年金事務所)・全国健康保険協会宮崎支部・宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

☆申込書に記載された情報は、この研修会以外の目的には使用いたしません。

11
・
12
月の

年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
11月・12月の平日受付	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
11月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00
12月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00

11
・
12
月の

出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	11月	12月
串間市役所 会議室	6日(木)	4日(木)
えびの市役所 会議室	13日(木)	11日(木)
西都市役所 市民課年金係	20日(木)	18日(木)
高千穂町役場 町民相談室	20日(木)	18日(木)
小林市役所 1階相談室	20日(木)	18日(木)
日南市役所 会議室	27日(木)	25日(木)
日向市役所 2階会議室201	27日(木)	25日(木)

協会けんぽからのお願い

マイナ保険証等に関するお問い合わせは
「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へ
☎ 0570-015-369
(8:30～17:15 土日祝日を除く)

協会けんぽ宮崎支部 [代表 0985-35-5364] にかけた場合は、音声案内「0」でマイナンバー専用ダイヤルへつながります。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます。
- IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は
予約相談をご利用ください
予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日) 8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00 (月曜日)
- 8:30～16:00 (火～金曜日)
- 9:30～15:00 (第2土曜日)
- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く
午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** **0985-63-1066** お電話による年金相談は受付ておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 **0985-52-2111** 都城年金事務所 **0986-23-2571**
延岡年金事務所 **0982-21-5424** 高鍋年金事務所 **0983-23-5111**

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会) **0985-35-5364** (代表) 音声案内でご案内します
案内「1」 業務グループ(保険給付、任意継続など)
案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費のお知らせなど)
案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>